

平成19年3月14日
四国電力株式会社

プルサーマルの現状と今後の計画

当社は、2010年度までの伊方発電所3号機におけるプルサーマル実施に向け、鋭意諸準備を進めている。

昨年10月13日に、愛媛県、伊方町より事前了解を得た後、11月28日に以下を概略とするMOX燃料の加工契約を締結した。

- ・元請会社：三菱重工業(株) 燃料設計、部材調達 等
- ・下請会社：(仏)メロックス社 MOX燃料製造
- ・製造体数：21体
- ・製造期日：2008年12月末

現在、MOX燃料製造に向けて以下の準備を進めている。

電気事業法に基づき国による検査を受けるため、輸入燃料体検査申請の準備を進めており、MOX燃料製造に着手する前までに申請する予定である。

仏国での燃料製造において万全の体制のもとで以下に示す品質保証活動を行うための準備を進めている。

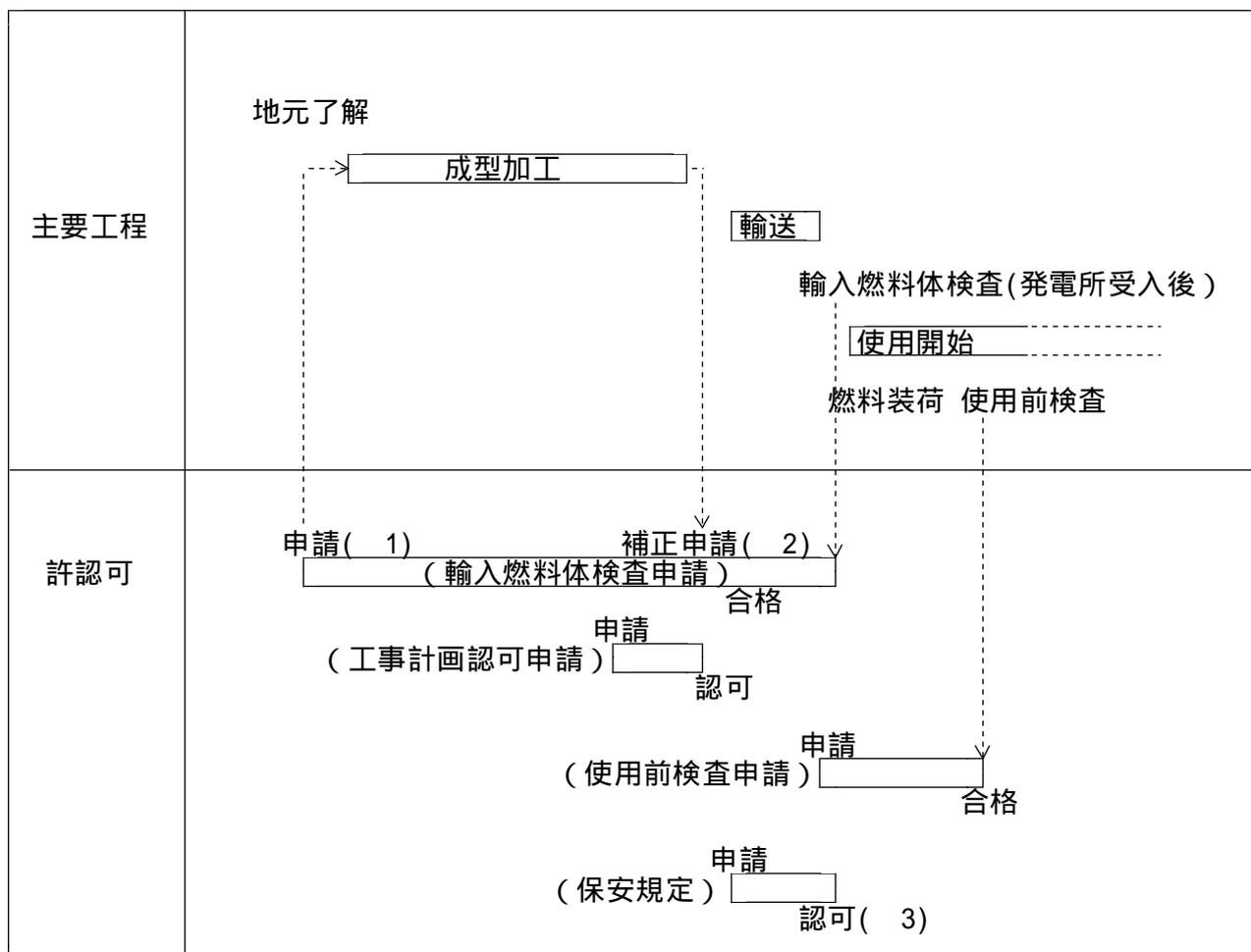
(主要な品質保証活動の概要)

- ・MOX燃料製造前に、システム監査を実施し、元請並びに下請会社の品質保証活動が適切に実施されることを確認する。
- ・MOX燃料製造中は、ペレット、燃料棒、燃料集合体組立の各工程毎に工程監査を実施し、定められた手順に従いMOX燃料が製造されていることを確認する。
- ・製造期間を通じて当社社員が工場へ常駐し、ペレット、燃料棒、燃料集合体組立の各工程毎に、立会検査を実施する。
- ・客観性の観点から第三者監査機関を起用し、当社が工場で行う上記品質保証活動を評価させる。

今後とも、安全確保を最優先にMOX燃料の製造、輸送等の各段階における品質保証活動を着実に進めるとともに、引き続き地域の皆様との対話や各種広報媒体を活用した理解活動を継続する。

以上

(今後のスケジュール)



1 : 成型加工開始前 2 : 成型加工終了後 3 : MOX燃料受入前

(各種許認可)

項目	主要内容
輸入燃料体検査	電気事業法第51条第3項に基づき、以下の検査を受ける。 ・ 輸入されるMOX燃料が、経済産業省令で定める技術基準に適合していること。
工事計画認可	電気事業法第47条第1項に基づき、工事の計画について以下の審査を受ける。 ・ 電気工作物(MOX燃料及びMOX燃料を装荷した原子炉)が、経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。
使用前検査	電気事業法第49条第1項に基づき、以下の検査を受ける。 ・ 工事が認可を受けた工事の計画に従って行われたものであること。 ・ 電気工作物が、経済産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。
保安規定変更認可	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項に基づき、保安規定の変更について以下の審査を受ける。 ・ 保安規定が核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止上十分であること。